

大口町告示第24号

大口町危険空家除却費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町危険空家除却費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町危険空家除却費補助金交付要綱（平成31年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がない者

第11条第2号中「又は所有者を確認できる書類（課税証明書等）」を「等対象住宅の所有者が確認できる書類」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第16条第1号ただし書を削り、同号中「写し。」を「写し（除却業者の発行したものに限る。）」に改める。

様式第3中

「《添付書類》

1. 危険空家の使用状況報告書（様式第4）
2. 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
3. 除却工事の見積書（除却業者の記名のあるものに限る。）
4. 予定除却業者の有する建設業の許可（土木、建築又はとび・土工）の写し
又は建設リサイクル法に基づく除却工事業の登録を称する図書の写し
5. 前年度の町税の納税証明書
6. その他町長が必要と認める書類

を

「3 添付書類

補助金の交付申請についての同意書

大口町危険空家除却費補助金の受給資格等の確認のため、私の町税の納税状況その他受給資格に関する事項について、大口町が関係行政機関に調査を行うことに同意します。

年 月 日

住所

署名 _____

に改める。

様式第9中

- 「1. 補助対象事業に係る除却業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し
ただし、請求書による場合は、大口町危険空家等除却費補助金交付後、領収書の写しを提出しなければならない
2. 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
3. その他町長が必要と認める書類
- 」

を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町危険空家除却費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がない者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>登記事項証明書等対象住宅の所有者が確認できる書類</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(完了実績報告)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) <u>補助対象事業に係る除却業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し(除却業者の発行したものに限る。)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>様式第3(第11条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第9(第16条関係)</p> <p>【別記】</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>町税の滞納がない者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>登記事項証明書又は所有者を確認できる書類(課税証明書等)</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>前年度の町税の納税証明書</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(完了実績報告)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) <u>補助対象事業に係る除却業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し。ただし、請求書による場合は、補助金交付後、領収書の写しを提出しなければならない。(除却業者の発行したものに限る。)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>様式第3(第11条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第9(第16条関係)</p> <p>【別記】</p>